

## 裁判員制度の施行と被疑者国選弁護制度の拡大にあたっての会長声明

本日から、市民が参加する裁判員制度が施行されます。また、被疑者国選弁護制度が必要的弁護事件にまで拡大され、ほとんどの事件で捜査段階から国選弁護人が付くこととなります。

弁護士会は、従来から、市民の司法参加と国選弁護制度の拡大を主張し、自前で当番弁護士制度を運営してきたところですが、これらが実現されることは、戦後の刑事司法の大改革として大変重要な意義があります。

裁判員制度は、市民が刑事裁判に参加して、裁判官と共に、被告人が有罪か否かを判断し、有罪の場合は、刑の重さまで決める制度です。このような市民の司法参加は、市民の健全な社会常識を裁判に反映させ、司法に民主主義を実現するものです。さまざまな経験や知識をもった市民が、その常識に照らして「有罪とするのに疑問の余地はない。」と確信できないときは、被告人は無罪とされます。このような「疑わしきは罰せず」という原則を貫いてこそ、無実の市民を誤って処罰する冤罪を防ぎ、かけがえのない自由と権利を守ることができます。

裁判員制度を成功させるためには、裁判所が、評議の場で、裁判員が自由に意見を述べ、十分な議論ができるようにすることが大切です。加えて、被告人の適正な裁判を受ける権利を保障するためには、被告人の身柄を必要以上に拘束しないこと、国選弁護人が複数選任されること、十分な証拠開示がなされることなどが求められます。そして何より、裁判員が自白の任意性・信用性を判断できるよう、捜査当局が取調べの全過程を録画することが不可欠です。

当会は、引き続き刑事弁護制度の改革に取り組むと共に、新しい制度の運用状況を検証し、その改善がなされるよう努めていく決意を表明するものです。

2009年（平成21年）5月21日

兵庫県弁護士会

会長 春 名 一 典